

## 1. はじめに

今回の答申は、2006年3月に発行されたCISPR22第5.2版(2006.03)「情報技術装置(ITE)からの妨害波の許容値と測定法」に準拠するものである。

前回の答申は、CISPR22第3版(1997.11)に準拠するものである。

なお、付則A、BおよびCは、この規格の一部であり、付則D、E、FおよびGは情報である。

## 2. 主な変更点

### 2.1 通信ポートについて

(1) CISPR22第3版から修正された通信ポートの定義をCISPR22(5.2版)に合わせ変更した。

(2) 伝導コモンモード妨害波許容値について

※ 許容値自体に変更はないが、測定で使用される擬似通信回路網(ISN)の不均衡減衰量(LCL)特性が修正された。これに伴い、6-30MHzの10dB許容値緩和規定が削除されたため、2010年4月1日までの暫定運用猶予期間を設けた。

(3) 妨害波測定法について

※ 前回答申で適用を除外したシールドの無い平衡多対線通信ケーブル、同軸ケーブル等が接続される通信ポートについても適用することとして国際規格CISPR22(第5.2版)への整合性を高めた。

### 2.2 1GHz以上の放射妨害波許容値と測定法について

(1) これまで放射妨害波の許容値上限は1GHzとされていたが、国際規格CISPR22(第5.2版)で新たに1GHz以上が追加された。

測定範囲の上限は、国際規格と整合させて6GHzとした。これに伴い、必要な測定装置を要することなどから、暫定運用猶予期間を2010年4月1日まで設けた。

(2) したがって、測定機器、測定用アンテナ、測定用サイトについては、今回答申されるCISPR16-1の国内答申案、測定法は、CISPR16-2-3を参照することを追加した。

### 2.3 試験配置について

卓上型装置、床置型装置、卓上型と床置型の組み合わせ装置の試験配置については、本文記述と試験配置図との整合を図るため、第5.2版は第3版から大幅に修正された。今回答申では第5.2版に整合させて、前回答申を修正した。

### 2.4 不確かさについて

① 試験成績書に、その測定の不確かさを記載することを義務づけるもの。

② ただし、製品の適合性判定には、この値を考慮しない。

※ この「不確かさ」に関する記述は、製品規格としてはCISPR22 5.2版で初めて追加されたものである)

以上